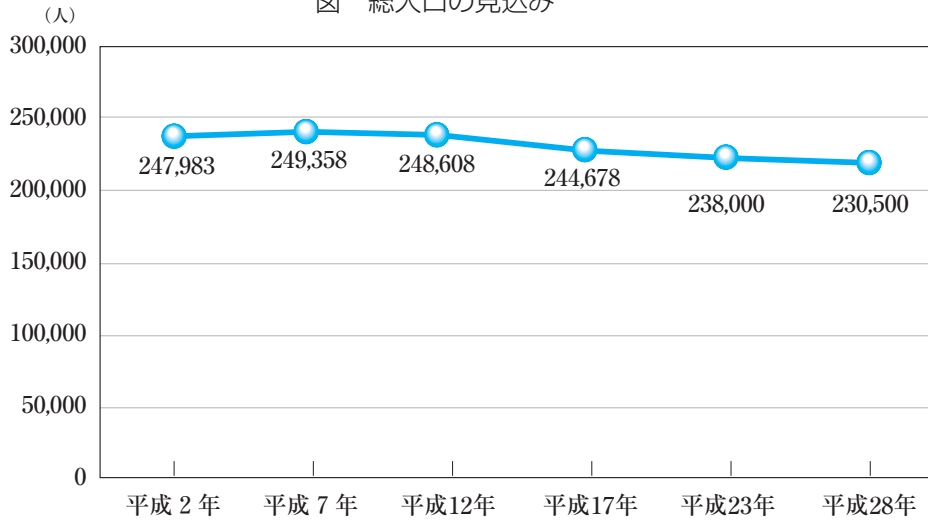


# 付 属 資 料

# 1. 人口推計

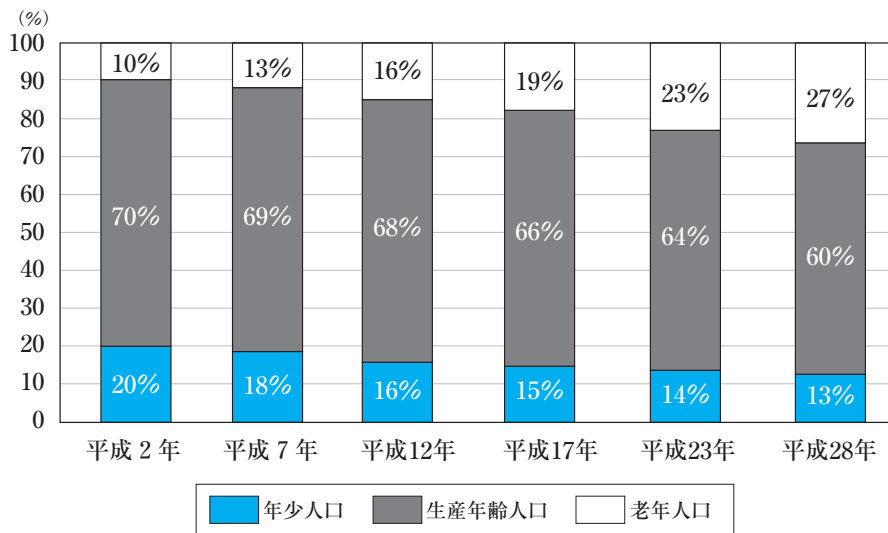
## (1) 総人口

図 総人口の見込み



## (2) 年齢3区分別人口

図 年齢3区分別人口割合の見込み

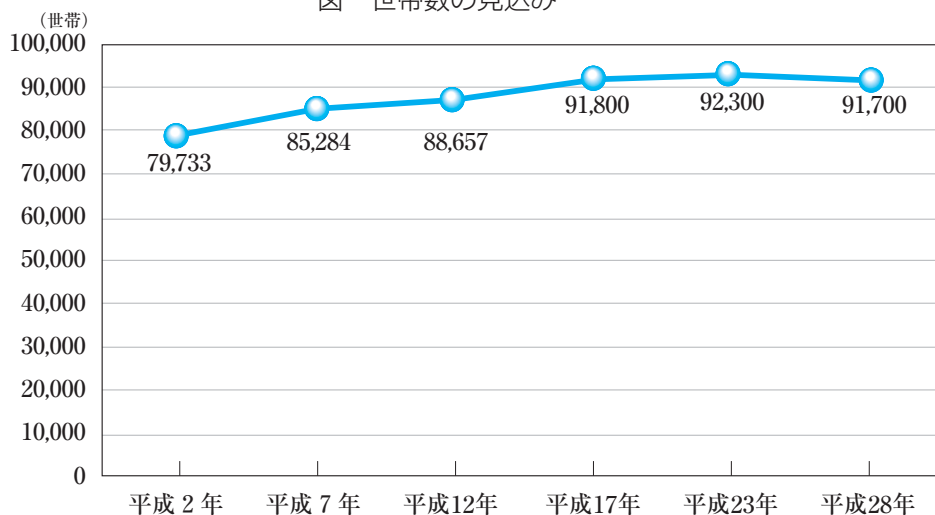


※将来人口は、コーホート要因法を用い、平成12年の国勢調査における男女別5歳階級別人口を基準人口として推計。

※コーホートとは、同年または同期間に出生した集団のこと(本推計では年齢5歳階級別)。コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化(出生、死亡、社会移動)をもとに人口の変化をとらえる方法。

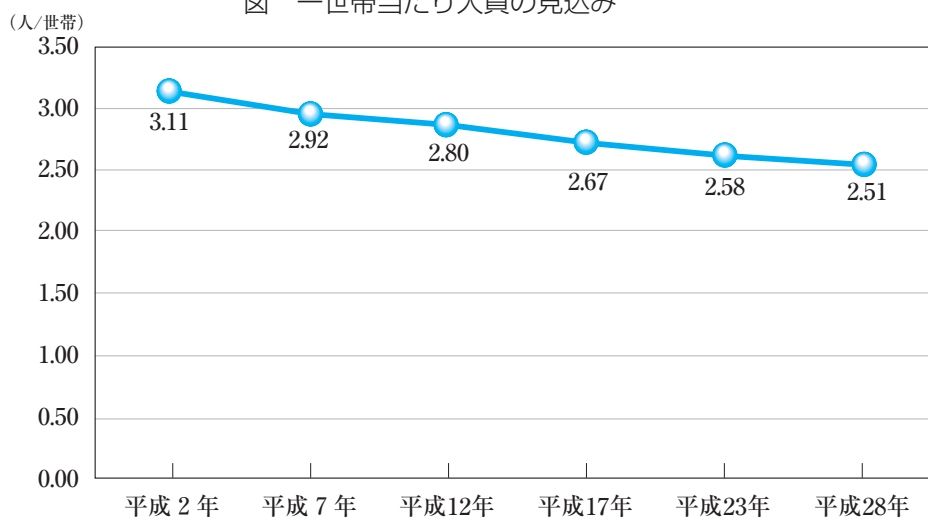
### (3) 世帯数

図 世帯数の見込み



### (4) 一世帯当たり人員

図 一世帯当たり人員の見込み



※世帯数は、コーホート要因法にもとづく人口推計値に世帯主率を乗じて算出。

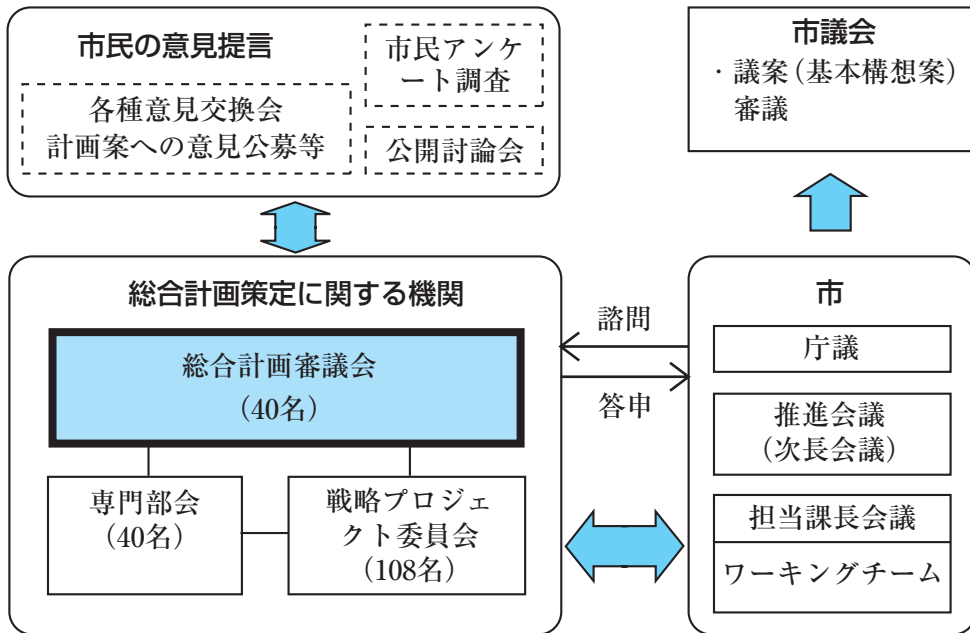
※世帯主率は、国立社会保障・人口問題研究所の青森県推計値（平成17年推計）を基本に当市の実績値により補正し、当市の値を算出。

## 2. 策定体制

第5次八戸市総合計画は、多数の市民の参画のもとに策定されました。八戸市総合計画審議会委員40名、専門部会委員40名および戦略プロジェクト委員会委員108名が計画づくりに参画し、本計画をまとめました。

また、市民アンケート調査では、2,842名の方から回答をいただいたほか、市内の高校・大学等インタビュー、わいぐ登録団体意見交換会、各種団体グループインタビューなどでは、様々な世代や団体の方々から意見をいただきました。加えて、公開討論会や、計画案に対する市民意見公募において、たくさんの意見が寄せられました。

### 策定体制



## 総合計画策定に関する機関

	総合計画審議会 (40名)	専門部会 (40名)	戦略プロジェクト 委員会 (108名)
設 置	平成17年7月	平成17年7月	平成18年2月
委 員	知識経験のある者および関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。	知識経験のある者および関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。	審議会・専門部会のなかの希望する委員および審議会会長が指名する有識者のうちから市長が委嘱する。
審議対象	総合計画全体	総合計画全体	戦略プロジェクト
内 容	・市長の諮問に応じ、総合計画について審議し、その結果を答申する。	・総合計画に係る専門の事項について調査および審議をし、その結果を審議会に報告する。	・推進計画における戦略プロジェクトを審議する。

## 計画づくりへの市民の参画

市民の参画	摘 要
・市民アンケート調査 (平成17年9月1日～16日)	市内在住の18歳以上、無作為抽出の6,000名 有効回収数：2842票、有効回収率：47.4%
・将来都市像公募 (平成17年11月28日～平成18年1月20日)	意見提出者：3名
・戦略プロジェクトテーマ原案意見募集 (平成18年1月20日～2月8日)	意見提出者：7名
・高校生・大学生等インタビュー (平成18年2月15日～2月21日)	八戸工業大学、八戸大学、八戸工業高等専門学校、千葉学園高校、八戸高校、八戸工業高校、八戸商業高校
・わいぐ登録団体意見交換会 (平成18年3月10日)	参加団体：10団体
・各種団体グループインタビュー (平成18年3月24日～4月20日)	参加団体：5団体
・基本構想原案市民意見公募 (平成18年3月9日～4月17日)	意見提出者：7名と1団体
・公開討論会 (平成18年4月13日)	第4回総合計画審議会として開催 参加者数：約180名
・推進計画原案市民意見公募 (平成18年7月14日～8月4日)	意見提出者：14名

## (1) 八戸市総合計画審議会条例

昭和46年7月9日  
八戸市条例第29号  
改正 平成17年6月24日  
八戸市条例第123号

### (設 置)

第1条 八戸市の経済及び社会の開発に係る総合的計画（以下「総合計画」という。）の策定に資するため、八戸市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (職 務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画について審議し、その結果を答申する。

### (組 織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

### (委 員)

第4条 委員は、知識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。  
2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。  
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。  
3 会長は、会務を総理する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (部 会)

第6条 審議会に、部会を設けることができる。

### (委任事項)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。  
2～3（省略）

## (2) 八戸市総合計画審議会条例施行規則

昭和46年7月9日

八戸市規則第29号

改正 平成17年6月17日

八戸市規則第82号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、八戸市総合計画審議会条例（昭和46年八戸市条例第29号）第7条の規定に基づき、八戸市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集等)

第2条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又はあらたに委員の委嘱が行なわれた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行なう。

(定足数)

第3条 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(表 決)

第4条 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第5条 部会は、総合計画に係る専門の事項について調査及び審議をし、その結果を審議会に報告する。

2 部会は、審議会の会長が指名した委員及び次条に規定する専門委員をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。

4 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

5 部会長は、部会の会務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 審議会の会長及び副会長は、部会に出席することができる。

(専門委員)

第6条 専門委員は、知識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(資料の提出の要求等)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶 務)

第8条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他の事項)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 八戸市総合計画審議会名簿

敬称略：50音順

※役職名は委員委嘱時のもの

	有谷 昭男	NPO 法人あおもりNPO サポートセンター 理事長
	井口 泰孝	八戸工業高等専門学校 校長
	池澤 昭博	サクサシステムエンジニアリング(株) 代表取締役社長
	石橋 裕彦	(社)八戸青年会議所 直前理事長
	泉山 彰	八戸市障害児(者)支援連絡協議会 会長
	上条 幸哉	八戸市議会総務常任委員会 委員長
	小川 徳治	南郷ジャズフェスティバル実行委員会 委員長
	川畑 志郎	南郷区第六区自治会 会長
	木村 富士夫	八戸市体育協会 副会長
	工藤 雄剛	八戸市議会建設常任委員会 委員長
	熊谷 拓治	八戸漁業指導協会 会長理事 (八戸みなと漁業協同組合 代表理事組合長)
	栗本 章吉	連合青森三八地域協議会 議長
	坂本 憲昭	はちのへみなとまちづくりネットワーク協議会 代表幹事
	笹垣 昇	八戸市私立幼稚園協会 会長
	笹垣 正弘	八戸市民エネルギー事業化協議会 会長
	差波 清一郎	八戸市老人クラブ連合会 会長
	島守 賢	八戸水産加工業協同組合連合会 理事
	庄谷 征美	八戸工業大学 学長
	鈴木 邦夫	三菱製紙(株) 執行役員八戸工場長
	堰合 勝美	八戸広域農業協同組合 代表理事組合長
	高木 伸也	(社)八戸市医師会 副会長
	田名部 和義	八戸市議会経済常任委員会 委員長
	月館 裕二	公募
	土橋 幸輔	八戸市環境美化協議会 理事
	出貝 元也	(株)八戸魚市場 常務取締役
	寺地 則行	八戸市議会民生常任委員会 委員長
	田頭 順子	公募
	天摩 正行	(社)八戸観光協会 会長
	根城 秀峰	八戸エコ・リサイクル協議会 会長
	橋本 昭一	八戸商工会議所 会頭 (協)八戸総合卸センター 理事長)
	平渡 麻子	公募
	蛭子 賢治	八戸市文化協会 専務理事
	藤村 幸子	はちのへ女性まちづくり塾生の会 代表
	古館 良策	南郷区地域協議会 会長
委員長	蛇口 浩敬	八戸大学 学長
	町田 直子	公募
	松倉 政勝	南郷観光協会 副会長
	松山 隆豊	八戸市学校長協議会 理事
副委員長	村井 達	八戸国際交流協会 会長
	山内 文子	国際ソロプチミスト八戸 会長

(前委員)

	笹本 隆久	(株)八戸魚市場 常務取締役
	高橋 燦吉	八戸工業大学 学長
	千葉 多香子	八戸市私立幼稚園協会 会長
	西村 陽介	(社)八戸市医師会 副会長
	柳沢 栄司	八戸工業高等専門学校 校長



## (4) 八戸市総合計画審議会専門部会名簿

敬称略：50音順

※役職名は委員委嘱時のもの

### 第1部会－教育・文化・スポーツ・国際化・男女共同参画

	石鉢 明	(社)八戸青年会議所 渉外情報委員会委員長
	稲垣 眞理子	NPO法人みちのく国際日本語教育センター 理事長
	田中 勉	八戸市文化協会 事務局長
	平間 恵美	八戸子ども劇場 運営委員
副部会長	町田 直子	公募
部会長	三浦 忠司	八戸市学校長協議会
	目澤 伸一	八戸市体育協会 副理事長
	山口 仁	南郷区父母と教師の会 鳥守小学校父母と教師の会 会長

### 第2部会－産業・雇用

部会長	石原 慎士	地域間交流研究会はちのへ農援隊 会長
	岩岡 徳衛	八戸中心商業街区活性化協議会 会長
副部会長	春日 大生	(株)南郷村総合交流ターミナル 支配人
	佐々木 伸夫	八戸商工会議所青年部 副会長
	島守 義昭	八戸水産加工業協同組合連合会 理事
	鈴木 恒夫	八戸市農業青年会議 副会長
	高橋 政典	八戸漁業指導協会 専務理事
	西川 弥生	八戸商工会議所女性会 理事
	沼田 昌敏	(社)八戸観光協会 事務局長
	吉田 悦子	(株)ファーストインターナショナル 取締役ゼネラルマネージャー

### 第3部会－健康・福祉・介護・子育て・社会保障

部会長	泉山 彰	八戸市障害児(者)支援連絡協議会 会長
	浮木 隆	八戸市社会福祉協議会 地域福祉課長
	於本 章	(社)八戸市医師会
	工藤 志朗	NPO法人さわやかネット 代表
	黒澤 美智子	はちのへウイメンズアクション 副代表
	佐々木 正雄	八戸市老人クラブ連合会 副会長
	田頭 順子	公募
副部会長	松井 敬子	八戸市子育てメイト連絡協議会 副会長

### 第4部会－環境・リサイクル・エネルギー

	高橋 眞理子	八戸スローフード協会 副会長
	原田 正彦	八戸市環境美化協議会 理事
副部会長	古市 忠雄	南郷区地域協議会 委員
	三浦 克之	八戸商工会議所地域経済諮問会議IT推進検討部会 委員長
	村田 薫	南郷区地域協議会 委員
	柳沢 拓哉	NPO法人あおもりNPOサポートセンター
副座長/部会長	類家 伸一	NPO法人循環型社会創造ネットワーク 理事長

### 第5部会－コミュニティ・防災・防犯・居住環境・交通

副部会長	河村 信治	八戸工業高等専門学校 助教授
	坂本 久美子	消費生活アドバイザー
	副島 勝雄	はちのへ海フェスタ実行委員会 会長
	武山 泰	八戸工業大学 教授
	月館 裕二	公募
	平渡 麻子	公募
座長/部会長	前山 総一郎	八戸大学 教授

※座長および副座長は、専門部会全体を統括

#### (委員の交代)

第4部会	前任	岩館 洋子	八戸生活学校 会長 (平成17年9月まで)
	後任	高橋 眞理子	八戸スローフード協会 副会長 (平成17年12月から)

## (5) 戦略プロジェクト委員会設置要綱

(設置)

第1条 第5次八戸市総合計画の推進計画において今後5か年にわたり重点的に取り組むべき施策・事業として戦略プロジェクトを検討するため、「戦略プロジェクト委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

(戦略プロジェクト)

第2条 戦略プロジェクトは、別表のとおりとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、八戸市総合計画審議会の委員及び専門部会委員並びに会長が指名する有識者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成18年9月30日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員のうちから会長が指名する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議は、書面又は電子メール等により開催することができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、無報酬とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月17日から実施する。

※第2条の別表は省略する。

## (6) 戦略プロジェクト委員会名簿

敬称略：50音順  
※役職名は委員委嘱時のもの

### 1. 地域活力の創出のためのプロジェクト群

#### 1-1. 企業誘致推進・中小企業強化プロジェクト

副委員長 委員長	栗本 章吉	連合青森三八地域協議会 議長
	佐藤 勝俊	八戸工業高等専門学校 教授
	高橋 俊行	八戸信用金庫理事兼八信地域経済研究所 所長
	塚原 安雅	トヨタカローラ八戸(株) 代表取締役社長
	寺田 一	青森県中小企業団体中央会 参事
	松崎 晴美	八戸工業大学 教授
	三浦 克之	八戸商工会議所地域経済諮問会議 I T 推進検討部会 委員長

#### 1-2. 攻めの農業プロジェクト

委員長 副委員長	赤坂 保信	北日本青果(株) 代表取締役社長
	石原 慎士	地域間交流研究会はちのへ農援隊 会長
	鈴木 恒夫	八戸市農業青年会議 副会長
	松倉 政勝	南郷観光協会 副会長
	村田 弘吉	八戸広域農業協同組合 理事
	森 和則	青森県 4 H クラブ連絡協議会 事務局次長
	横町 芳隆	八戸中央青果(株) 専務取締役
	若生 豊	八戸工業大学 教授

#### 1-3. 攻めの水産業プロジェクト

副委員長 委員長	熊谷 拓治	八戸漁業指導協会 会長理事 (八戸みなと漁業協同組合 代表理事組合長)
	小比類巻 孝幸	八戸工業大学 助教授
	島守 賢	八戸水産加工業協同組合連合会 理事
	高橋 政典	八戸漁業指導協会 専務理事
	武輪 俊彦	武輪水産(株) 代表取締役社長
	服部 昭	八戸大学 教授
	町田 健司	(株)ヤマヨ 代表取締役社長

#### 1-4. 八戸ツーリズムプロジェクト

副委員長 委員長	赤坂 美千子	地域間交流研究会はちのへ農援隊 事務局長(理事)
	岩崎 光宏	山の楽校 事務局長
	春日 大生	(株)南郷村総合交流ターミナル 支配人
	坂本 憲昭	はちのへみなとまちづくりネットワーク協議会 代表幹事
	副島 勝雄	はちのへ海フェスタ実行委員会 会長
	竹内 貴弘	八戸工業大学 教授
	中居 雅博	(有)北のグルメ都市 代表取締役
	深川 修一	(株)深川商会 専務取締役
三浦 洋右	プレイピア白浜 支配人	

#### 1-5. 産学官民連携プロジェクト

副委員長 委員長	有谷 昭男	NPO 法人あおもり NPO サポートセンター 理事長
	齊藤 正博	八戸工業大学 教授
	佐藤 義夫	八戸工業高等専門学校 教授
	大黒 裕明	八戸液化ガス(株) 代表取締役社長
橋本 博文	(株)橋文 専務取締役	

## 2. まちの魅力創造のためのプロジェクト群

### 2-1. 中心市街地再生プロジェクト

	浅倉 満	(株)アサクラ 代表取締役社長
	石川 宏之	八戸工業大学 講師
	石橋 司	(株)石万 代表取締役社長
	音喜多 博	NPO 法人循環型社会創造ネットワーク 事務局長
委員長	小渡 章好	八戸大学総合研究所 副所長
副委員長	塚原 隆市	コミュニティ放送 Be FM 放送局長
	豊田 貴光	(有)大陸商事 代表取締役
	橋本 幸雄	(株)ワシントンホテル 取締役総支配人
	藤村 幸子	はちのへ女性まちづくり塾生の会 代表
	盛田 正明	モリタ(株) 副社長

### 2-2. 文化・スポーツプロジェクト

委員長	池田 光則	がんじゃ里山の会 代表
	石橋 裕彦	(社)八戸青年会議所 直前理事長
副委員長	岩岡 徳衛	八戸中心商業街区活性化協議会 会長
	川又 憲	八戸工業大学 助教授
	田中 勉	八戸市文化協会 事務局長
	古舘 良策	南郷区地域協議会 会長
副委員長	三浦 文恵	フリーアナウンサー
	横町 俊明	(株)よこまち 代表取締役社長

### 2-3. 環境創造プロジェクト

副委員長	河村 信治	八戸工業高等専門学校 助教授
	今野 恵喜	八戸工業高等専門学校 教授
	笹垣 正弘	八戸市民エネルギー事業化協議会 会長
	武山 泰	八戸工業大学 教授
	月舘 裕二	ムーンプラザ 代表取締役
委員長	藤田 成隆	八戸工業大学 教授
	類家 伸一	NPO 法人循環型社会創造ネットワーク 理事長

## 3. 地域の安心確立のためのプロジェクト群

### 3-1. 次世代育成プロジェクト

	河合 規仁	八戸短期大学 助教授
	川守田 礼子	八戸工業大学 講師
	田中 健二	(株)高橋製作所 代表取締役社長
副委員長	千葉 多香子	八戸市私立幼稚園協会 会長
	田頭 順子	轟木保育園 副園長
	中村 智子	言語交流研究所ヒッポファミリークラブ 研究員
	平川 武彦	八戸工業高等専門学校 教授
	松井 敬子	八戸市子育てメイト連絡協議会 副会長
委員長	山子 則男	八戸市連合父母と教師の会 副会長
	山内 文子	国際ソロブチミスト八戸 会長

### 3-2. 高齢者・障害者自立プロジェクト

委員長	泉山 彰	八戸市障害児(者)支援連絡協議会 会長
	浮木 隆	八戸市社会福祉協議会 地域福祉課長

	工藤 志朗	NPO 法人さわやかネット 代表
	斉藤 学成	願成寺 副住職
	竹森 鉄	日本労働者協同組合連合会 センター事業団 八戸出張所 所長
副委員長	久宗 周二	八戸大学 助教授
	水沼 和夫	八戸工業大学 教授

### 3-3. 暮らしの安心プロジェクト

	殖田 友子	八戸大学 助教授
委員長	遠藤 守人	八戸大学 教授
	小倉 充子	八戸クリニック 事務長
副委員長	於本 章	(社)八戸市医師会
	久慈 憲夫	八戸工業高等専門学校 教授
	坂本 久美子	消費生活アドバイザー
	高橋 秀美	八戸液化ガス(株) 企画部長
	村田 明子	八戸市南郷連合婦人会 会長
	山口 広行	八戸工業大学 講師

## 4. 自治基盤の整備のためのプロジェクト群

### 4-1. 協働のまちづくりプロジェクト

	加藤 清蔵	南郷区地域協議会 副会長
	川畑 志郎	南郷区第六区自治会 会長
副委員長	北向 秀幸	(株)北奥設備 常務取締役
	小嶋 高良	八戸工業大学 教授
	新田 康介	新田酒店 代表
	平渡 麻子	公募
委員長	前山 総一郎	八戸大学 教授
	松本 徳吉	(株)松本工務店 総務部長

### 4-2. 行財政改革プロジェクト

委員長	大沢 泉	八戸大学 教授
副委員長	小田 秀彦	税理士法人つばさ会計 代表社員
	嶋 潮	嶋潮税理士事務所 所長
	高橋 眞理子	八戸スローフード協会 副会長
	橋本 敦	河内屋金物(株) 営業部長
	宮腰 直幸	八戸工業大学 講師
	村上 光男	南郷区地域協議会 委員
	柳沢 拓哉	NPO 法人あおり NPO サポートセンター

### 4-3. 市民サービス向上プロジェクト

	有谷 昭男	NPO 法人あおり NPO サポートセンター 理事長
	神山 智子	(株)八戸プラザホテル 取締役営業企画担当
	小坂谷 壽一	八戸工業大学 教授
副委員長	堀川 進	東日本電信電話(株) 八戸支店長
	三浦 克之	八戸商工会議所地域経済諮問会議 IT 推進検討部会 委員長
委員長	村本 卓	八戸大学 助教授
	吉田 広城	(有)吉田屋 代表取締役
	類家 伸一	NPO 法人循環型社会創造 ネットワーク 理事長

### 3. 諮問・答申

八 政 第 61 号  
平成17年7月14日

八戸市総合計画審議会  
会長 蛇口浩敬 様

八戸市長 中村寿文

新八戸市総合計画について（諮問）

新八戸市総合計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

平成18年5月18日

八戸市長 小林真様

八戸市総合計画審議会  
会長 蛇口浩敬

第5次八戸市総合計画基本構想案について（答申）

平成17年7月14日付八政第61号により本審議会に諮問された新八戸市総合計画の策定について、別冊「第5次八戸市総合計画基本構想案」のとおり答申します。

平成18年9月20日

八戸市長 小林真様

八戸市総合計画審議会  
会長 蛇口浩敬

第5次八戸市総合計画前期推進計画案について（答申）

平成17年7月14日付八政第61号により本審議会に諮問された新八戸市総合計画の策定について、別冊「第5次八戸市総合計画前期推進計画案」のとおり答申します。

## 4. 付帯意見

付帯意見は、八戸市総合計画審議会専門部会および戦略プロジェクト委員会が、前期推進計画を審議するなかで、計画のなかに十分に反映されなかったものの、それぞれの専門部会や戦略プロジェクト委員会の総意として付言したい意見を取りまとめたものです。

委員会名	企業誘致推進・中小企業強化プロジェクト委員会
計画の 該当か所	1-1. 企業誘致推進・中小企業強化プロジェクト 施策2) 誘致企業と地元企業の事業連携の促進
件名	企業誘致推進・企業強化推進体制について
<p>(要旨)</p> <p>企業誘致の推進を図り、地域の中小企業の経営強化を促進し、地域の産業構造の高度化を図るためには、戦略を徹底、浸透させ、目的を達成する強い推進力が必要であり、そのためには産学官による民間活力と技術開発力、行政力を生かした行動力のある推進体制のプロジェクト組織の構築が不可欠と考えられる。</p>	

委員会名	中心市街地再生プロジェクト委員会
計画の 該当か所	2-1. 中心市街地再生プロジェクト プロジェクト全般
件名	中心市街地再生に向けた取組みについて
<p>(要旨)</p> <p>① 八戸都市圏の「顔」である中心市街地において、公共公益機能や福利機能、住居、産業といった都市機能を集約する「コンパクトシティ」の形成を広く宣言し、促進することにより、都市圏における拠点性の向上を図る。</p> <p>② 市として中心市街地の再生を推進するため、「(仮称)中心市街地再生本部」や「(仮称)中心市街地再生推進室」を設置する。</p>	

委員会名	協働のまちづくりプロジェクト委員会
計画の 該当か所	4-1. 協働のまちづくりプロジェクト 施策1) 地域コミュニティの振興
件名	地域担当職員制度の導入検討について
<p>(要旨)</p> <p>地域と行政がともにより良い地域づくりを目指し、対等の関係で協力し合うため、市は、地域づくりに関する情報やノウハウなどの必要な情報を積極的に提供していかなければならない。そのためには、地域と対話し、地域からの相談等に対応できる仕組みづくりが求められている。今後、行政内部において、地域と市の担当部署等を結び、調整を図る役割を担う地域担当職員制度の導入を検討していく必要がある。</p>	

委員会名	行財政改革プロジェクト委員会
計画の 該当か所	4-2. 行財政改革プロジェクト 施策1) 行政改革の推進
件名	市議会議員の報酬、諸手当の見直し
<p>(要旨)</p> <p>市の行財政の課題として職員の報酬・諸手当の見直しが検討されているなか、歳出の削減を職員、市民だけを対象とすべきではない。市財政の合理性として、議会は議員報酬、諸手当、議会費などについて自主的に検討すべきである。</p>	

部会名	第5部会（コミュニティ・防災・防犯・居住環境・交通）
計画の 該当か所	5. 安全安心なまちづくり 5-4. 居住環境の整備（1）快適でうるおいのある市街地の形成 5-5. 交通環境の整備（1）生活交通の充実
件名	人と環境にやさしいまちづくりとシステムの構築について
<p>(要旨)</p> <p>人口減少・高齢社会の到来や国際的な環境問題の深刻化など、大きく時代が変化するなか、人と環境にやさしいまちづくりを実現するため、今後は、公共交通の利便性向上を図るとともに、自転車など自動車以外の交通手段の利用促進や、地域の特性を生かしたコンパクトな市街地形成の視点に立ったまちづくりを進める必要がある。</p>	



## 5. 検討の経過

年月	市民意見等	市議会関係	総合計画審議会関係	市
平成17年 4月		・市議会全員協議会（28日） 新八戸市総合計画の策定について		・第4次八戸市総合計画点検調査
5月		・市議会総務協議会（20日） 八戸市総合計画審議会条例の一部改正（案）の概要について		・第1回推進会議（19日） ・第1回担当課長会議（19日） ・ワーキング全体会議（20日）
7月			・第1回審議会（14日） 総合計画骨子案について ・第1回専門部会（21日）	・第2回推進会議（15日） ・第2回担当課長会議（15日）
8月	・市民アンケート調査 （8月28日～9月16日）		・第2回専門部会（11日） ・第3回専門部会（24日）	
9月			・第4回専門部会（21日）	
10月			・第5回専門部会（5日） ・第6回専門部会（18日）	
11月	・市民意見公募 （11月28日～1月20日） 将来都市像について		・第7回専門部会（2日） ・第8回専門部会（16日） ・第2回審議会（30日） 総合計画1次案について	・第3回推進会議（7日）
12月		・市議会総務協議会（6日） 総合計画策定方針の一部見直しについて ・議員意見聴取（16日） 総合計画1次案について	・第9回専門部会（15日）	・第4回推進会議（12日）
平成18年 1月	・市民意見公募（1月20日～2月8日） 戦略プロジェクトテーマ原案について	・市議会総務協議会（20日） 戦略プロジェクトテーマ原案について	・第10回専門部会（12日） ・第11回専門部会（29日）	
2月	・高校生・大学生等インタビュー （15～21日） （八戸工業大学、八戸大学、八戸工業高等専門学校、千葉学園高校、八戸高校、八戸工業高校、八戸商業高校）		・第12回専門部会（9日） ・第3回審議会（23日） 基本構想最終案・前期推進計画1次案について ・第1回戦略プロジェクト委員会（27日）	・第5回推進会議（13日）
3月	・南郷区地域協議会意見聴取（9日） 基本構想原案について ・市民意見公募（3月9日～4月17日） 基本構想原案について ・八戸市民活動サポートセンター「わいぐ」登録団体意見交換会（10日） ・各種団体グループインタビュー（5団体）（3月24日～4月20日）	・議員意見聴取（24日） 基本構想原案・前期推進計画1次案について	・第13回専門部会（16日）	
4月	・公開討論会（第4回審議会）（13日）	・市議会全員協議会（21日） 第5次八戸市総合計画基本構想案について	・第4回審議会（13日） 基本構想原案について ・第14回専門部会（27日）	・第6回推進会議（7日） ・第3回担当課長会議（7日）
5月		・市議会総務協議会（19日） 第5次八戸市総合計画基本構想案について	・第15回専門部会（2～10日） ・第5回審議会（16日） 基本構想案・前期推進計画2次案について ・第5次八戸市総合計画基本構想案答申（18日）	
6月			・第16回専門部会（1日）	
		・第5次八戸市総合計画基本構想議決（19日）		
		・会派意見聴取（19日） 前期推進計画3次案について	・第17回専門部会（22日）	
7月	・市民意見公募（7月14日～8月4日） 前期推進計画原案について	・会派意見聴取（21日） 前期推進計画原案について	・第6回審議会（7日） 前期推進計画原案について	・第7回推進会議（14日）
8月	・南郷区地域協議会意見聴取（2日） 前期推進計画原案について		・第18回専門部会（10日）	・第8回推進会議（17日）
9月		・市議会総務協議会（22日） 第5次八戸市総合計画前期推進計画について（報告）	・第7回審議会（4日） 前期推進計画案について ・第5次八戸市総合計画前期推進計画案答申（20日）	
		・第5次八戸市総合計画前期推進計画策定（22日）		

# 用語の解説

	用 語	意 味	
アルファベット	AED（エーイーディー）	自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator）の略称。心停止状態に陥ったときに装着して電気ショックを与え心機能を回復させる医療機器。日本では、平成16年（2004年）7月より一般市民の使用が認められ、空港・駅・学校などの公共施設、スポーツ施設などを中心に普及が進んでいる。	
	CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）	簡単にホームページを更新することのできるソフトウェア。	
	IT（アイティー）	情報技術（Information Technology）の略称。コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。	
	NPO（エヌピーオー）	民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略称。法人格の有無に関わらず、福祉・環境・まちづくりなどの一定のテーマを持って、公益的な活動をする団体。本計画では、NPO法人を含むすべての市民活動団体をNPOと表記している。	
	NPO法人（エヌピーオーホウジン）	不特定多数の利益となる活動を主な目的として、特定非営利活動促進法にもとづき設立された法人。NPO法人という略称は、同法が、一般的にNPO法と呼ばれていることに由来している。	
	PDCAサイクル（ピーディーシーエーサイクル）	計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）の過程を順に実施し、改善を次の計画に結び付けることで継続的事業活動を改善していく進行管理手法。	
	TMO（ティーエムオー）	街（Town）、管理・運営する（Management）、組織・団体（Organization）の略称。中心市街地で商店会や行政、市民活動団体などによって行われる事業が、効率的、効果的に実施されるために、連携・調査といった総合的なマネジメントを行う機関。	
	Uターン（ユーターン）	大都市圏に就職又は進学した後、再び地方に戻ること。	
	あ	あおりエコタウンプラン	地域のリサイクル資源の循環による自然還元システムの構築を通じて、環境リサイクル産業の振興と自然環境の保全・自然再生を目指す計画。
育児休業基本給付金		雇用保険の被保険者に対し、育児休業中に、原則としてそれまでの給料の3割が支給される給付金。	
一次予防		病気にならないように普段から健康増進に努めること。	
一部事務組合		地方自治法に定める広域行政制度の一つで、二つ以上の地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するため設ける地方公共団体の組合。	
インキュベーター施設		起業を考えている個人や創業して間もない企業に対して、低賃料で事務所を提供するとともに、事業計画の作成や産学連携、販路開拓などの経営に関わる支援を行うなど、企業の成長促進を目的としている施設。	
エコタウン		産業活動によって排出される廃棄物をリサイクルしたり、熱エネルギーとして利用するなどしてゼロエミッションを目指す地域。	
エコファーマー		「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」にもとづき、県知事から、たい肥などによる土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者。	
沿岸漁業		陸地近くの水域で行われる漁業。	
縁故債		銀行等引受債。地方自治体が金融機関や各種共済組合などから借り入れる地方債。	
援農		農村社会の外にある都市住民などが有償または無償で農作業を手伝うこと。また、農産物の産直などで、農業への理解などのために、消費者が農作業を手伝うことも含まれる。	
公の施設		市民の福祉増進の目的で、市民の利用に供するために市が条例で設置する施設。	
か		かかりつけ医	患者との信頼関係にもとづいて、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどをしてくれる身近な医師。
		借上市営住宅	民間の事業者が建設した賃貸住宅を借り上げて、提供する市営住宅。建設費および家賃の一部を国・市が補助する。市としては、直接建設するのに比べて初期投資が少なく済むが、長期の家賃補助負担がある。
		環境アセスメント	事業の実施などが環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策などについて事前に調査・予測・評価するもの。
	環境・エネルギー産業創造特区	環境・エネルギー分野における規制緩和により、幅広い技術の蓄積を図り、新たな産業の創出の促進、地域の経済活性化、雇用創出、環境・エネルギーフロンティアの形成を図ろうとする地域。平成15年（2003年）に構造改革特別区域法にもとづき、八戸市とむつ小川原地域が「環境・エネルギー産業創造特区」として国の認定を受けた。	
	環境制御技術	作物がより生育しやすいように施設内の光、温度、湿度、土壌水分などを積極的にコントロールする技術。	
	基礎素材型産業	鉄鋼・非鉄金属など各種産業の基礎素材を製造する製造業。	
	北奥羽地域	地理的・歴史的な結びつきが強い岩手県北、秋田県北東、青森県南にわたる地域。	
	教育支援ボランティア	地域住民の持つ経験や特技、知識などを学校での子どもとのふれあいの中で生かし、子どもの健やかな成長の手助けをするボランティア。	
	協働	市民・事業者・行政などの多様な主体が、それぞれの役割を認め合いながら、対等の立場で協力し合うこと。	
	銀行等引受債	地方自治体が金融機関や各種共済組合などから借り入れる地方債。縁故債。	
	グリーンツーリズム	都市住民が農山村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。	
	群管理	同一地域内など近隣に存在する公共施設を一体的に管理することにより、清掃、警備などの維持管理業務を効率的に行う手法。	
	ケアプラン	介護保険制度で要介護認定を受けた場合、本人の希望や必要性に応じて利用限度額・回数のなかでどのようなサービスを組み合わせて利用するかを決める計画。介護サービス計画。	
	ケアマネジメント	保健・医療・福祉の専門家や機関が相互に協力し合い、高齢者ひとりひとりのニーズに対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供する一連の援助。	
景観推進協定	景観形成推進のための八戸市独自施策のひとつで、地区住民や土地・建物所有者などが締結する景観づくりに関する協定。		

用 語	意 味
公共施設利用予約システム	利用したい公共施設をインターネットから予約できるシステム。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が一生の間に平均何人の子どもを生む結果になるかを計算したもの。
高齢社会	全人口の中に占める65歳以上の高齢者人口が14%を超えた社会。
高齢者向け優良賃貸住宅	民間の土地所有者などが高齢者向けの賃貸住宅の建設および管理を行うもので、県知事による認定を受けた供給計画にもとづき供給する住宅。
コージェネレーションシステム	一種類のエネルギー源から複数のエネルギーを取り出し、効率的な利用を図るシステム。ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池など。
コールセンター	電話とコンピューターの機能を統合し、問い合わせ対応などさまざまな電話関連サービスを行う設備または施設。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の集団。
コミュニティビジネス	地域住民が主体となり、地域の課題をビジネスの手法を用いて解決し、地域資源の有効活用や新たな雇用の創出につなげていく事業。
コンパクト&ネットワーク	八戸市都市計画マスタープランで定めている将来都市構造。コンパクトとは市街地の拡大を抑制し、自然環境を保全するとともに、拠点性を高め効率的な市街地形成を目指すこと。ネットワークとは、公共交通や道路網充実により市内各所、拠点間の移動の円滑化や情報などの連携強化をはかること。
さ 財政調整基金・市債管理基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金。
サテライトスペース	放送大学の放送授業番組の再視聴、面接授業、単位認定試験などの機能を有する施設。
シーズ	将来に大きな発展が期待される資源やアイデア。
市街化区域	都市計画法にもとづく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として都市計画で定められた区域。
資源循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念で、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」。第一に製品などが廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される。
指定管理者制度	地方公共団体や、第三セクター、町内会などの公共的な団体に限定されていた公共施設の管理運営主体について、NPOや株式会社などの民間事業者も可能とするもので、平成15年（2003年）9月に地方自治法の改正により新たにできた制度。
市内特別支援学級	障害児教育の新しい呼称で、平成18年（2006年）6月に成立した「学校教育法等の一部を改正する法律案」では、平成19年（2007年）4月1日から特殊学級を特別支援学級に名称を変更。
周年生産	ある品種について、新たな技術開発などにより冬期も含め年間を通じた生産活動を行うこと。
住民自治	市民の意思にもとづき、市民自らがまちづくりを実践すること。
集落営農	集落内の複数の農家が協定を結び、農地や機械・施設の共同購入（利用）や作業の分担など、共同・組織化した農業生産活動。
循環型都市宣言	平成18年（2006年）7月1日に、八戸市が限りある資源を有効に利用し、持続可能な循環型社会を構築するため、市民・事業者・行政が一体となってごみの減量とリサイクルを推進することを定めた都市宣言。
省エネ漁船	低燃費機関の搭載、大口径プロペラの採用など、消費エネルギーに考慮してつくられた漁船。
小規模多機能型居宅介護事業所	通所介護を基本として、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、柔軟に訪問介護・短期入所サービスを提供する事業所。
静脈物流	製品の生産過程や消費後に発生する廃棄物、リサイクルされた部品や素材などの流れ。対して製品の製造、流通、販売の流れは動脈物流という。
ジョブコーチ	職場適応援助者。障害者の職場への適応・定着を支援するため、障害者の業務能力の向上および精神的なサポートを行うとともに、障害者と雇用者・従業員の間をつなぐ調整役を担う。
飼料コンビナート	コンビナートとは、生産を効率的に行うために一定地域に計画的に集積された企業などの集団。八戸市では臨海部に飼料関連企業が集積し、飼料コンビナートを形成している。
新エネルギー	太陽光発電や風力発電など、技術的に実用化段階に達しつつあるが、「経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。
新産業都市	「新産業都市建設促進法」にもとづき指定された地域で、人口と産業の過度な集中を防止するため、大都市から地方へ工業を分散させることを目的とする国の制度。平成13年（2001年）3月にこの制度を廃止する法律が成立し、5年間の激変緩和措置を経て、平成18年（2006年）をもって廃止。
新市建設計画	「市町村の合併の特例に関する法律」にもとづき、合併後の新市のまちづくりについて定めた計画。
心肺蘇生法	病気や怪我により、突然に心肺停止もしくはこれに近い状態になったときに、心臓マッサージのための胸骨圧迫および人工呼吸を行うこと。
随意契約	競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選定して締結する契約。
水源かん養	降った雨が一度に河川へ流れ込まないように、森林が川の流量を安定させる働き。

# 用語の解説

用 語	意 味
頭脳立地法	「地域産業の高度化に寄与する事業の集積の促進に関する法律」の通称で、企業内の研究所や情報処理部門、ソフトウェア業、デザイン業といったいわゆる「産業の頭脳部分」を一定の地域に集積させ、地域産業の高度化を図ることを目的としている。昭和63年(1988年)に新事業の創出によって地域経済の活性化と自立的発展を図ることを目的とした「新事業創出促進法」が施行され、これにともない「頭脳立地法」は「新事業創出促進法」に移行。
生活習慣病	心疾患、脳血管疾患、悪性新生物など、生活習慣がその発症・進行に関与する病気。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者や精神障害者などの判断能力が不十分な人の保護(財産管理や身上監護)を、代理権や同意権・取消権があたえられた成年後見人などが行う制度。
セクシュアル・ハラスメント	性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害すること。
セットバック	建築物などを敷地境界線から後退させて建てること。
ゼロエミッションシステム	ある製造工程から出る廃棄物を別の工程の原料として利用することにより、廃棄物の排出(エミッション)をゼロにする循環型システム。
浅海漁業	浅い海に生息するコンブ、アワビ、ウニなどを採る漁業。
全国総合開発計画	「国土総合開発法」にもとづく国土の利用、開発および保全に関する総合的かつ基本的な計画。昭和37年(1962年)の第一次計画にはじまり、平成10年(1998年)の第五次計画まで作成。「国土総合開発法」は、平成17年(2005年)に抜本的改正が行われ、新たに「国土形成計画法」として施行。
総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)	国から指定を受け、広域的な静脈物流ネットワークの拠点となる港湾。
た 第三セクター	国や地方公共団体(第1セクター)と民間企業(第2セクター)の共同出資による事業体。地域開発・交通その他の分野で設立され、本来、国や地方公共団体が行うべき事業を、民間の資金と能力を導入して共同で行うもの。
多文化共生	様々な国・民族の出身者が、自分たちの「文化」を大切にしながら社会に参加することで、社会全体をより豊かにしていこうという考え方。
団塊の世代	一般的に昭和22年(1947年)から24年(1949年)にかけて生まれた世代を指し、同世代に680万人を抱えているといわれている。平成19年(2007年)から団塊の世代が60歳の定年退職を迎えることから、労働環境に大きな影響をもたらすと考えられている。
男女共同参画	男女一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
地域医療体制	身近な地域における疾病の予防や健康の維持、増進のための活動。在宅の慢性疾患の患者、高齢者の介護支援や専門的な助言、妊婦の保健指導などそれぞれの病状に応じた迅速で適切な医療を受けられる体制。
地域コミュニティ	コミュニティは一般的に共同体または地域社会と訳され、その中でも「地域コミュニティ」は、特に地域の結びつきが強く、共同体意識や連帯感を持って人々が暮らす基礎的な近隣社会を指す。
地域コミュニティ計画	地域の将来像や地域の課題を解決するための方策などを地域住民自身がまとめた独自の計画。
地域自治区	市町村の一定の区域(学区区など)を単位として、地方自治法にもとづき市町村の判断により設置することができる法人格をもたない自治組織。南郷区は「市町村の合併の特例等に関する法律」にもとづき、設置された地域自治区で、設置期間は合併した日から10年間と定められている。
地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、①介護予防事業のマネジメント、②介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、③被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、④支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援の4つの事業を、地域において一体的に実施する役割を担う中核機関。
小さな政府	政府の役割や規模の肥大化が、経費の増大、非効率を生んでいるとの考えから、政府の役割や事業などを縮小して財政経費を減らし、市場にゆだねようとする考え方。
地方分権	権力を中央政府に集中させずに、地方の自治団体に広く分散させること。
中核市	地方自治法にもとづく、地域の中核的都市機能を備えた都市。人口30万人以上、面積100km <sup>2</sup> 以上などを要件とする。指定を受けると、保健衛生や都市計画など政令指定都市なみの権限が都道府県より委譲される。
中核都市	人口規模が20万～60万人程度の地方の中核をなす都市。県庁所在都市のほか、人口規模などの面でこれらに相当する都市も含まれる。
中小企業振興条例	中小企業の自主的な努力を助長し、企業の近代化を促進するため、昭和53年(1978年)制定。中小企業者や中小企業団体などが行う高度化事業、共同施設設置事業などに対し助成金を交付している。
テナントミックス	経済活性化のために最適なテナント(業種業態、店舗など)の組み合わせのこと。
電子自治体	地方公共団体のあらゆる業務に情報技術を活用し、行政サービスの向上および業務効率化を狙うもの。
電子商取引	コンピュータネットワーク上で電子的に契約や決済などを行う商取引。最近では、インターネットを通じて行われるビジネス全般を指す。
特定第三種漁港	漁港漁場整備法で指定された漁港で、全国の漁船を受け入れるような施設がある重要な漁港。全国では八戸漁港を含む13漁港が指定されている。
特定農地貸付法	地方公共団体または農業協同組合が行う都市住民などへの趣味的な利用を目的とした農地の貸付について、農地法等に関する特例を措置する法律。
特定優良賃貸住宅	民間の土地所有者などが建設および管理を行うもので、県知事による認定を受けた供給計画にもとづき中堅所得者層を対象に提供される賃貸住宅。



用 語	意 味
特別栽培農産物（生産者）	生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学合成農薬および化学肥料の使用状況のこと）に比べて、化学合成農薬の使用回数および化学肥料の窒素成分量が5割以下、若しくは不使用で栽培された農産物。
都市計画マスタープラン	平成4年（1992年）の都市計画法改正において、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として新たに位置づけられたもので、市民の意見を反映しながら地域特性に応じた将来都市像を明らかにし、その実現に向けた方策を示す指針となるもの。市では平成16年（2004年）3月に「八戸市都市計画マスタープラン」を策定。
な	
内航フィーダー航路	外国とのコンテナ航路を有する日本国内の主要港湾に接続する国内コンテナ輸送航路。
認定農業者（制度）	農業経営基盤強化促進法にもとづく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、市の基本構想に照らして適切であり、その計画の達成される見込みが確実で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であると、市が認定。
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
は	
バイオマス	家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなど動植物から生まれた再生可能な有機性資源で化石資源を除いたもの。
八戸ブランド	八戸市の地域特性を生かした商品・サービスのうち、地域内外の消費者から高い評価を受け、地域全体のイメージ向上と地域活性化につながるもの。
バナー	広告分野における旗広告・看板。
パブリックコメント制度	市が計画を策定したり、規制の制定・改廃を行おうとする場合に、あらかじめ市の原案を市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための手続き。
バリアフリー	障害者や高齢者が生活する上での行動のさまたげとなるバリア（障壁・さまたげとなること）を取り去った生活空間や環境のあり方。物理的のものだけではなく、精神的な障壁も含む。
ビジネスマッチング	商品やサービス、技術力、人材などを必要としている事業者に対し、それを提供する事業者を紹介すること。
ファミリーサポートセンター	地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。
フィルムコミッション	映画、テレビドラマ、CMなどのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための機関。
扶助費	社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者などに対してその生活を維持するために支出される経費。
附属機関	市民や学識経験者などで構成され、市の事業について必要な審査、審議または調査などを行うため、法律や条例、要綱などにもとづき設置された機関。
ブルーツーリズム	都市住民が漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。
ベンチャー企業	新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業。
防犯マップ（地域安全・安心マップ）	地域住民などが主体となって、犯罪が起こりそうな場所を見つけ出し、地図に落とし込んだもの。
ボーダーレス化	国境をはじめ、業種、業態、時間、組織、人材、性別などのさまざまな境界がなくなること。
ポータルセミナー	港湾の利用促進を図るためのPR活動のひとつで、港湾の概要や利便性などをPRする説明会。
保健推進員	地域住民に対する衛生思想の普及をはじめ、健康教室、健康相談の企画、健康診査の受診勧奨および取りまとめなど、地域と行政をつなぐパイプ役として、健康づくりを推進している。
ま	
マイバッグ運動	自分の買物袋（マイバッグ）を持参し、販売店などから渡されるレジ袋を受けとらない運動。
まちづくり協定	市民の主体的なまちづくり活動推進のための八戸市の独自施策。地域の住民などが中心となって、地域のまちづくりの方向やルールをまとめた計画にもとづく協定で、市長と締結する。
むつ小川原	国、青森県、産業界などが一体となって取り組んできた国家プロジェクト。むつ小川原地域において、港湾、道路などの基盤整備が進められてきたほか、国家石油備蓄基地、原子燃料サイクル施設、財団法人環境科学技術研究所、液晶関連企業が立地している。
モータリゼーション	車社会化のことで、自動車を利用することが普及し、日常生活の中で自動車一般化していくこと。
や	
有機質資源	家畜排せつ物、樹木剪定枝や稲わらなど有機肥料として活用できる資源。
有機JAS認証（者）	有機JAS認証制度とは、農林水産大臣に登録した第三者機関（登録認定機関）が、有機農産物などの生産行程管理者（農家や農業生産法人など）や製造業者を認定し、さらに、認定を受けた者が、有機農産物や有機加工食品について、有機JAS規格に適合しているかどうかを格付けし、適合していると判断するものに有機JASマークを付し、「有機」の表示ができる制度。
優良田園住宅制度	農山村地域や都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域で、一定の要件のもとに、宅地開発や住宅建築が可能となる制度。
ユビキタスネット社会	「ユビキタス」とは、ラテン語で「いたるところに存在する」という意味。社会の情報化がさらに進むことで、身の回りのあらゆるところにコンピュータが存在するようになり、誰もが場所や時間に制限なくコンピュータのネットワークとつながり、さまざまな情報を共有できる社会。
ら	
ラブはちのへ	社団法人八戸青年会議所が昭和50年代に提唱した、まちに住む人が自分のまちの為に行動しようとする意識を育て、よりよいまちを創っていくこととする運動。
リエゾン	フランス語で「連携」の意味で、ここでは大学・公的試験場・企業間の「橋渡し」のこと。
レセプト	病院などの医療機関が、かかった診療費を健康保険組合などに請求するときの診療報酬明細書。
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた資料集。
わ	
ワークショップ	専門家の助言などを受けながら、参加者が共同で研究や創作を行う場・機会。

# 第5次八戸市総合計画

(基本構想・前期推進計画)

## ■発行

### 八戸市

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

TEL.0178-43-2111 FAX.0178-47-1485

ホームページアドレス <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

## ■編集

八戸市 総合政策部 政策推進課

## ■制作

### 新光印刷株式会社

〒031-0813 八戸市新井田字鷹清水9-11

TEL.0178-34-5331



# **第5次八戸市総合計画**

**City of Hachinohe  
The 5th Comprehensive Plan**